



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県特定水産資源の採捕の停止に関する規則に係る告示（水産課） 1

告 示

沖縄県告示第296号

沖縄県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和3年沖縄県規則第40号。以下「規則」という。）第2条前段及び第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月18日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定める沖縄県資源管理方針別紙1の2に規定する沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業（4月から7月まで）（以下「前期くろまぐろ漁業」という。）におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、前期くろまぐろ漁業に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認められる。
- 2 この告示の日の翌日から令和3年7月31までの間は、くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした採捕をしてはならない。ただし、規則第2条後段の規定により、前期くろまぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合にあっては、この限りでない。

令和3年5月18日 火曜日

公 報

(号外第18号)

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室)
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階